

令和7年10月から開始される新しい就労系障がい福祉サービス 「就労選択支援」のご案内

令和7年10月1日から、障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が開始されます。

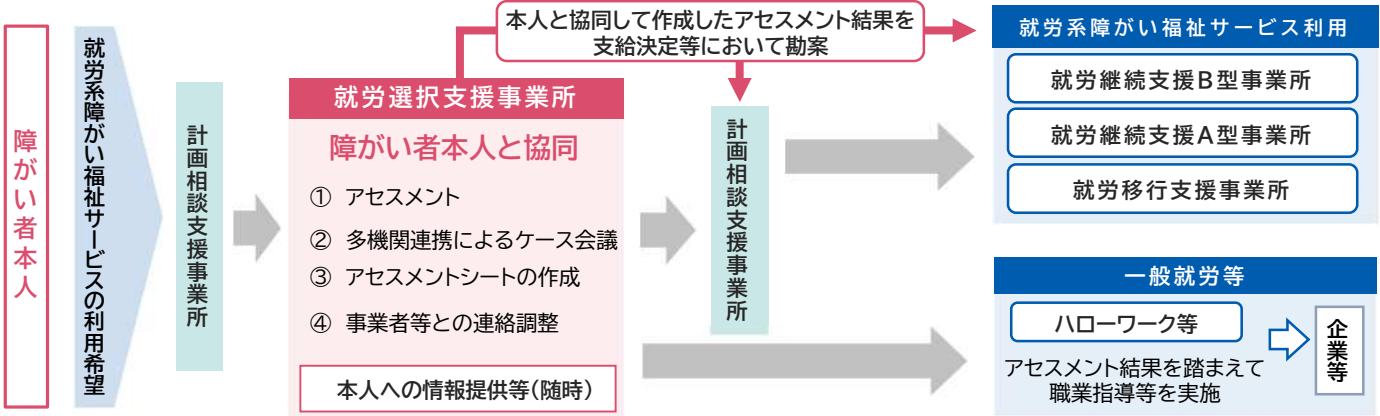
就労選択支援の対象者(※1)

サービス類型		新たに利用する意向がある障がい者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障がい者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者(下記以外の者)	令和7年10月から原則利用(※2)	希望に応じて利用
	・50歳に達している者 ・障害基礎年金1級受給者 ・就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用(標準利用期間を超えて更新を希望する者)

- ※1 特別支援学校等の生徒は、在学中に複数回の利用が可能です。
- ※2 近隣に就労選択支援事業所がない場合や就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合等は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用も可能です。

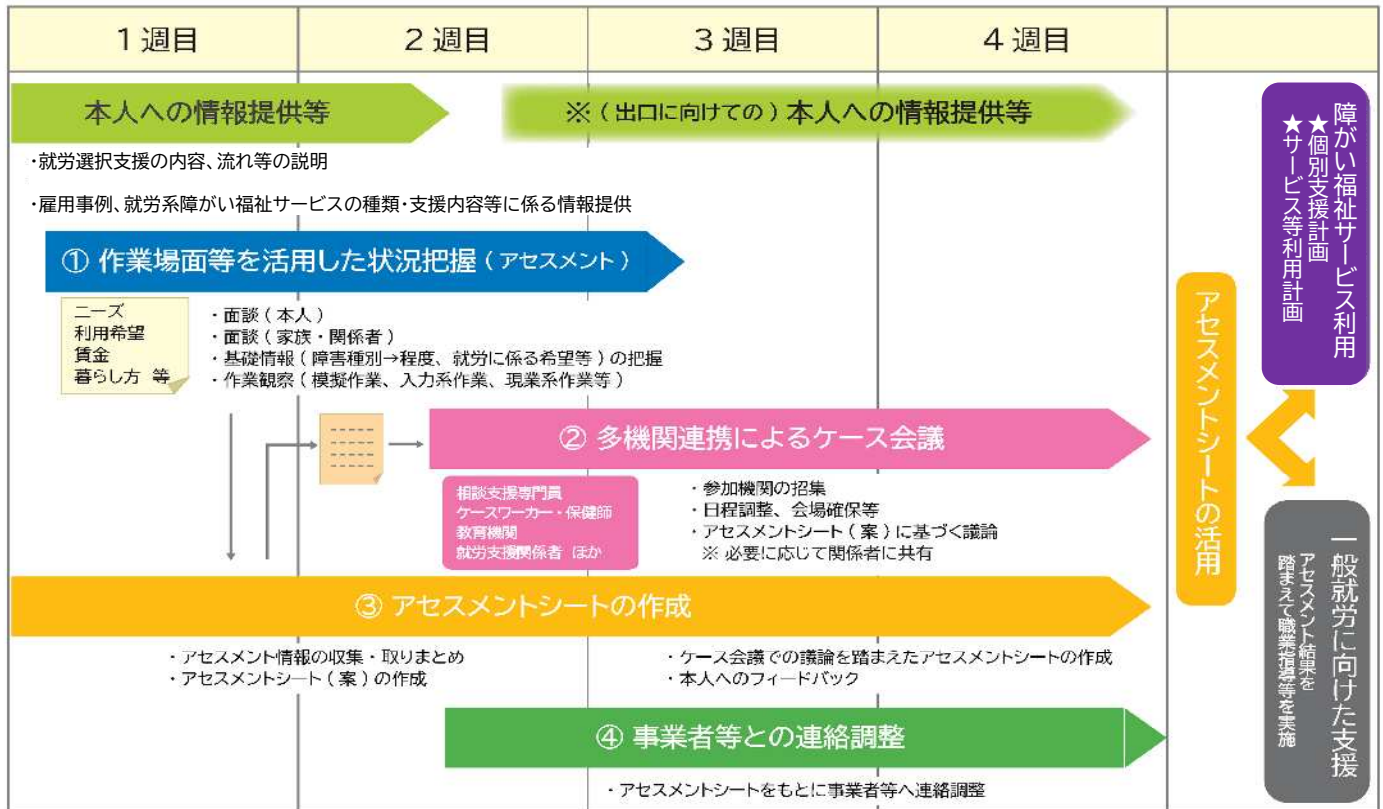
就労選択支援の主な内容

- ① 作業場面を活用した状況把握(アセスメント)
短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等を整理します。
- ② 多機関連携によるケース会議
利用者や関係機関を招集して多機関によるケース会議を開催します。
- ③ アセスメントシートの作成
アセスメントやケース会議を踏まえアセスメント結果を作成し、利用者や相談支援機関等に伝えます。
- ④ 事業者等との連絡調整
アセスメント結果を踏まえ、関係機関等との連絡調整を行います。



就労選択支援サービスの流れ(標準1か月のイメージ)

～ 本人との協同を通じて本人の意思決定を支援する ～



本人との協同により意思決定支援を支援するサービスであり、就労の可否を判断したり、どの就労系障がい福祉サービスを利用するか振り分けを行うものではありません。

お問合せ先

令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型の利用を検討している方、
どのような就労先や働き方が自分に合っているか迷っている方等は、

～ 各区健康福祉課障がい福祉係・担当窓口や相談支援事業所にご相談ください ～

区	電話番号
北区	025-387-1305
東区	025-250-2310
中央区	025-223-7207
江南区	025-382-4396

区	電話番号
秋葉区	0250-25-5682
南区	025-372-6304
西区	025-264-7310
西蒲区	0256-72-8358